

## 委員長 挨拶



特定個人情報保護委員会は、平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」に基づいて、平成26年1月1日に設置された新しい機関です。この「マイナンバー法」で、社会保障・税・災害対策の分野において個人番号(マイナンバー)を利用する制度が導入されました。

マイナンバー制度は、行政運営の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

一方で、マイナンバー制度については、国家による個人情報の一元管理、マイナンバーを用いた個人情報の不正な追跡・名寄せ・突合、財産その他の被害への懸念が示されてきました。

このような懸念に対して、「マイナンバー法」では、特定個人情報保護委員会による特定個人情報の取扱いに関する監視・監督その他の制度上の保護措置が講じられました。委員会の名称にある「特定個人情報」というのは、マイナンバーをその内容に含む個人情報を指します。

取り組むべき課題は多々ありますが、当委員会の委員・事務局職員一同、強い使命感を持って、特定個人情報の適正な取扱いの確保に向け鋭意努力してまいります。

以前から、私は国レベルで行政機関や民間の個人情報の取扱いについて指導・監督などを行う独立性の高い機関の必要性を説いてきたこともあり、また、従来の研究、個人情報保護に関する国の全ての立法のプロセスの一端に携わってきた経験も生かしながら、職責を果たしてまいります。

皆様の御指導・御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

特定個人情報保護委員会 委員長  
堀部 政男

## 特定個人情報保護委員会 設置の経緯

- 2010.2 「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を設置
- 11 政府・与党社会保障改革検討本部の下に「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」を設置
- 2011.1 政府・与党社会保障改革検討本部において、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」を決定
- 4 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会において、「社会保障・税番号要綱」を決定
- 6 個人情報保護ワーキンググループ(堀部政男座長)において、
  - ・社会保障・税番号制度における個人情報保護方策について大綱に盛り込むべき事項をまとめる
  - ・「個人情報保護ワーキンググループ報告書」を公表
- 政府・与党社会保障改革検討本部において、「社会保障・税番号大綱」を決定
- 2012.2 マイナンバー関連3法案を閣議決定、第180回通常国会に提出
- 2013.3 与野党による修正協議を踏まえ、マイナンバー関連4法案を閣議決定、第183回通常国会に再提出
- 5 マイナンバー関連4法成立、公布
- 10 特定個人情報保護委員会に関する施行期日政令及び組織令公布
- 2014.1 **特定個人情報保護委員会 発足**

マイナンバー制度は、全ての国民が利用する制度であり、新しい社会基盤(インフラ)です。  
特定個人情報保護委員会は、マイナンバー制度の安心・安全を守るため、2014年1月1日に発足しました。

### 委員長・委員一覧

|         |                   |                       |
|---------|-------------------|-----------------------|
| 委員長     | ほりべ まさお<br>堀部 政男  | 一橋大学名誉教授              |
| 委員      | あべ たかお<br>阿部 孝夫   | 元川崎市市長                |
| 委員      | しまだ みなこ<br>嶋田 実名子 | 元(公財)花王芸術・科学財団常務理事    |
| 委員(非常勤) | てづか さとる<br>手塚 悟   | 東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授 |
| 委員(非常勤) | かとう ひさかず<br>加藤 久和 | 明治大学政治経済学部教授          |